

会 議 録

会 議 の 名 称	第 5 回 児童の放課後対策審議会
開 催 日 時	平成 30 年 3 月 28 日 (水) 13 時 30 分から 15 時 10 分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 第 5 集会室
出 席 者	委 員：荒木委員、植田委員、大西委員、桃山委員、代田委員、中口委員、藤原委員 事 務 局：浄内社会教育部長、人見社会教育部戦略監、山口社会教育部次長、奥野社会教育課長、あべ木放課後子ども課長、木村社会教育課課長代理、北田放課後子ども課課長代理、宮澤社会教育課係員
欠 席 者	委 員：遠藤委員、後閑委員、蔦田委員、横山委員
案 件 名	【議 事】 1. 放課後子ども教室モデル事業実施要領（案）について 【その他】 1. 留守家庭児童会室の入室状況等について
提出された資料等の 名 称	資料 1 放課後子ども教室モデル事業実施要領（案） 資料 2 留守家庭児童会室の入室状況等について 参考資料 放課後子ども教室モデル事業（イメージ図）
決 定 事 項	・放課後子ども教室モデル事業実施要領（案）について、委員の承認を得た。 ・留守家庭児童会室の入室状況等について、事務局より報告を行った。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非 公表の別及び非公表 の 理 由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	社会教育部 社会教育課・放課後子ども課

審 議 内 容	
大西会長	定刻を過ぎております。後閑副会長はまだお見えでないですけれども、始めさせていただきます。 ただいまから第5回児童の放課後対策審議会を開催いたします。 委員の皆様には、年度末、公私ご多用のところをご出席いただきまして、ありがとうございます。 早速ですが、事務局より委員の出席状況の報告をお願いいたします。
事務局	本日の出席状況といたしましては、委員 11 人のうち、出席委員 7 人となっております。枚方市附属機関条例第5条第2項により、会議が成立していることを報告させていただきます。
大西会長	ありがとうございます。報告のとおり、定足数に達しているということで、会議を始めたいと思います。 傍聴者に関してはどうでしょうか。
事務局	来られましたら会長にお知らせいたします。
大西会長	はい、お願いいたします。 それでは、事務局より資料の確認をお願いいたします。
事務局	まず最初に、関係資料の調整に時間がかかりまして、事前に皆様にお示しできなかったことをおわびいたします。 また、「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査結果報告書」とその概要は郵送させていただきました。ご参照いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。 本日の資料でございますが、「次第」に続きまして、資料1「放課後子ども教室モデル事業実施要領（案）」、資料1の別紙1「放課後子ども教室モデル事業実施校の概要」としまして、「(1) 枚方市立蹠陀小学校」、「(2) 枚方市立津田小学校」、「(3) 枚方市立山田小学校」、「(4) 枚方市立樟葉北小学校」、資料1の別紙2「枚方市放課後子ども教室緊急時対応マニュアル（案）」、資料2「留守家庭児童会室の入室状況等について」、資料2の別紙「平成30年留守家庭児童会室入室申込状況」、参考資料「放課後子ども教室モデル事業（イメージ図）」となっております。 以上、本日の資料でございますが、過不足等はございませんでしょうか。 資料の確認は以上でございます。
大西会長	ありがとうございます。 それでは、次第に従いまして、議事を進めていきたいと思います。次第によりますと、今日は議事案件が1件、その他が1件ということになります。 最初に、議案1「放課後子ども教室モデル事業の実施要領（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	説明させていただきます。 資料1「放課後子ども教室モデル事業実施要領（案）」をご覧ください。 モデル事業の実施手順をまとめたものでございます。 まず、事業の目的ですが、次代を担う人材の育成や安全・安心な活動の場を整備することを目的として、子どもにとって望ましい「放課後」を実現するため、「放課後」、小学校施設を活用して、「3間」を確保する「放課後子

ども教室」事業について、利用者（児童・保護者）のニーズの実態や事業の効果、実施に係る課題や経費を分析・検証することによって、より効率的で効果的な事業の枠組みの構築を図るとさせていただいております。学校と地域の事情に応じてモデル事業を実施いたします。

市立 45 小学校を 4 ブロックに分け、北部ブロックでは樟葉北小学校、東部ブロックでは津田小学校、中部ブロックでは山田小学校、南部ブロックでは蹉跎小学校で実施いたします。学校全体に与える影響をはじめ、既存の留守家庭児童会室事業や放課後自習教室事業、さらには学校休業日の土曜日等に実施している枚方子どもいきいき広場事業等に与える影響や調整を要する課題ができるだけ具体的に把握できるよう、それらの事業が継続的かつ安定して一定の規模と回数で展開されている小学校とさせていただきました。

事業の実施者は枚方市教育委員会でございます。

実施期間は、第 1 クールが 6 月 18 日から 7 月 31 日まで、第 2 クールは 10 月 1 日から 12 月 28 日までとなります。これまで、第 1 クールは 6 月 1 日から開始としておりましたが、準備期間が短いことが懸念されるため、6 月 18 日からの開始に変更いたしました。

対象児童は、実施校に通う小学 1 年生から 6 年生までの児童と、その校区に居住する実施校以外への就学児童でございます。

次に、「6. 実施内容及び実施体制（基本）」ですが、第 1 クールにつきましては、6 月 18 日から 7 月 31 日までの期間で、学校授業日で給食がある日は終業後から下校時刻（17 時）まで、学校休業日（土曜日と夏季休業日）は午前または午後に実施いたします。実施内容は、校庭又は体育館の開放、図書室の自由開放（指定専用室を確保）を A パターンとしています。実施体制は、第 1 クールは、統括責任者、運営指導員、安全指導員 2 人、この 4 人が運営スタッフとして入ることになっています。

第 2 クールにつきましては、10 月 1 日から 12 月 28 日までの期間で、夕方暗くなりますので、基本の実施時間を 16 時半終了としています。実施内容は、A パターンに加えまして、定期・随時の体験教室等の教室の実施となります。実施体制は、先ほどのスタッフに加えまして、教室指導員が配置人員に加わるようになっています。

次に、4 ページ、「7. 実施校別 実施内容」について説明いたします。

実施予定日数は第 1 クールを当初 45 日、第 2 クールを 60 日というふうにしていましたけれども、第 1 クールの開始が 6 月 18 日になったこと、給食がない日は実施しないことから、それぞれ第 1 クールが 28 日、第 2 クールを 58 日としております。基本の実施内容は共通していますが、学校の時間割で実施時間が一部異なる場合があります。まず、蹉跎小学校です。第 1 クールが 28 日、第 2 クールが 58 日、これは 4 校共通の予定日数となっています。第 2 クールで実施する体験活動等の教室は、第 2 クールの実施期間の半分程度というふうの実施日数を考えています。土曜日、長期休業日については調整などで実施ということを考えています。残りの 3 校については時間の違いだけということになりますので、説明を省略させていただきます。

おそれ入りますが、別紙 1 「放課後子ども教室モデル事業実施校の概要」

に移ります。4校の説明になります。

「(1) 蹉跎小学校」の資料でございますが、所在地、学校の児童数、日課表、それから留守家庭児童会室の状況、一番下に放課後自習教室の実施状況を記載しています。モデル事業の指定専用室の予定の場所としましては、3階の「児童会室」と書いてある教室が余裕教室として使えるというように学校から調整で伺っております。図書室につきましては15時30分以降で、学校の会議がなければ使ってもいいというふうに伺っています。

次に、「(2) 津田小学校」に移ります。学校の状況は記載のとおりでございます。放課後自習教室に関しましては、月曜日と木曜日に実施されています。月曜日には3年生、木曜日には4年生となっています。こちらの活動場所としましては、3階の「図工室」を指定専用室として使っているというふうに聞いております。ただし、学校で授業とかの準備で使うときははずしてほしいというふうに聞いています。図書室につきましては、会議等でもあまり使用しないので使える見込みというふうに聞いております。

次に、「(3) 山田小学校」についてですが、こちらは放課後自習教室が火曜日、木曜日、あと金曜日は1学期のみ実施されています。対象は全学年、1年生から6年生までを対象にしています。こちらの活動場所でございますが、北校舎1階というところの左側に「多目的室」というものがあります。そちらをモデル事業の指定専用室として使っていると、隣が図書室となっております。こちらは月曜日の6時以降と水曜日は使っているというふうに聞いています。

次に、「(4) 樟葉北小学校」ですけれども、こちらは放課後自習教室が火曜日、水曜日、木曜日の3日間開催されています。指定専用室として使えるというふうに聞いているのが、3階の「イングリッシュルーム」というのがありまして、ここが使えるというふうに聞いているんですけれども、ただ使えるのが6時以降からしか使えないというふうに聞いていますので、5時間目の間が調整中ということになっています。新学年になって、児童の数の調整がつくまでは、調整中ということになっています。

それでは、資料1の6ページに戻ります。「2. 事業の実施期間中の業務」の「(1) 企画・準備」の「①事業の実施計画作成」ですが、モデル事業の実施計画に沿って事業を行っていただき、定期・随時の体験活動等の教室は事業者と協議の上、実施する予定でございます。

「②参加登録等の受付事務」でございますが、児童が放課後子ども教室モデル事業に参加するためには登録を行っていただきます。氏名、住所及び緊急の連絡先などを記入していただき、申請をしていただきます。登録ができた児童には、参加時に児童が提示する「出席カード」、こういう名前をつけておりますが、「出席カード」を交付いたします。これは、保護者がモデル事業に児童の参加を承認しているかどうかというものを確認するものでございます。定期・随時の体験活動等の教室は、定員がある場合などには、別途、事前に申し込む方法をとります。早い段階で申し込んで参加者の把握を行うという方法も考えられましたが、早くから校庭開放などに参加するかどうかの判断を児童や保護者がまとめるというところは難しいというふうに

考えられます。もし、とりあえず、全て参加するというふうに申請していた場合は、当日に参加がなければ、一人一人、欠席かどうかの確認をしなければならないということが考えられるため、日々の参加確認は保護者の承認を得た「出席カード」というものを出していただく形をとるというふうに考えております。したがって、保護者の承認がない「出席カード」を提出された場合や、「出席カード」の提示がない場合については、保護者の確認がとれないということで、原則として参加できないということにしたいと考えています。出席カードをツールとしまして、参加時に預かって、下校時に返すということで、参加児童の下校の確認をするということもできます。

次、「③情報提供事務」としまして、月1回、予定表を記載したお便りを発行いたします。学校を通じて配布をします。

7ページ、「(3) 児童の安全確保・安全指導について」につきまして、別紙2「枚方市の放課後子ども教室モデル事業緊急時対応マニュアル（案）」というものがございます。このマニュアルを参考にしまして、実施校が独自に作成しています緊急時の対応方法などを踏まえまして、事業者にもモデル事業用の緊急時対応マニュアルを作成していただくときのひな形として提示したというふうに考えています。

8ページの「(5) 実施校や既存事業との連絡調整について」の「②留守家庭児童会室との連携」でございますが、児童の安全を確保するため、活動後は支援員に確実に引き継ぐなどして、留守家庭児童会室と連携して、児童の安全確保に努めたいというふうに考えています。

「Ⅲその他」としまして、配慮を要する児童の対応について挙げています。何らかの支援が必要であり、現状の運営スタッフでの対応が難しいとなった場合は、スタッフを加配する仕組みを検討しております。

「5. 事業の検証」の一環としまして、ヒアリングや利用者アンケートなどを事業者が実施する予定です。委託事業者の質の向上につながる業務に取り組む考えでございます。

参考資料としまして、モデル事業のイメージ図をつけておりますので、ご参照いただければと思います。既存の事業との連携などが盛り込まれているものでございますので、ご覧いただければと思います。

以上、「放課後子ども教室モデル事業実施要領（案）」の説明を終わります。

大西会長

はい、ありがとうございます。

ただいま「放課後子ども教室モデル事業実施要領（案）」の説明がありましたが、委員の皆様から質問や、もう少し詳しく聞きたいといったようなご意見、ご発言があれば、お願いをしたいと思います。事前に見られていないので、スッと出てくるのは難しいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

栂山委員

お伺いします。この事業を始めるにあたって、備品の購入などがあると思うんですけども、どのような備品を想定されておられますか。逆に、学校のほうに貸してもらおうという、借用する備品についてはどのようなものを想定されておられますか。

事務局	よろしいでしょうか。まず、簡易な遊具を事業者に用意していただこうと考えております。また、簡易な遊具及び事務用品を保管する保管庫を事業者 に用意していただこうと考えております。市として、何か備品を購入する という予定は今のところございません。
大西会長	はい、どうぞ。
栂山委員	すみません。具体的に、例えば連絡方法について、家庭に連絡という形が あると思うんですけれども、この放課後事業の専用電話というのは持たれる んでしょうか。
事務局	はい。連絡は学校ではなくて、事業者に電話番号を表示していただいて、 そこに連絡ということで考えております。資料の6ページ、事業内容の2番 目に「モデル事業専用連絡先の確保」とありますが、モデル事業専用の連絡 先を確保していただこうと考えております。
栂山委員	簡易な遊具というのは、例えばどんなものを想定していますか。
事務局	ボールやオセロとか。具体的にこれというものではありません。大きなも のは多分無理だと思いますので、持ち込めるようなものです。ボール等の遊 具はどのようなものを使えますかと、学校の校長先生に確認をしたんですけ れども、備品は分けてほしいと言われましたので、事業者の方に用意してい ただく。ただ、たくさんは多分、無理だと思いますので、協議を行って、こ れぐらいというようなところで決めていこうかなと思っています。
栂山委員	保管庫はどこに。
事務局	それぞれの学校にお伺いして、置ける場所を調整していきたいと考えてい ます。ここに置いてもいいよと言っている学校もありますので、 調整して、置けるとところに置かせてもらおうかと考えています。
栂山委員	ありがとうございました。
大西会長	非常に細かいことなんですけれども、備品は全て事業者に買ってもらっ て、それから電話等の連絡先も事業者に依頼して購入させるということです か。
事務局	そうです。
大西会長	はい、どうぞ。
事務局	平成30年度、第1クールで1か月程度、第2クールで3か月程度になり ますが、モデル事業として実施するにあたりまして、簡易な遊具の準備や連 絡先の確保は事業者の受託内容に含んでいただき、それも含めて検証させて いただけたらと考えているところでございます。
大西会長	モデル事業ということでかかる分に関しては、ということですね。
事務局	はい。
代田委員	すみません、よろしいですか。
大西会長	どうぞ。
代田委員	代田です。よろしくお願いいたします。
	すみません、ちょっと見落とし、もしくは聞き落とししていたら申し訳な いんですけれども、この事業そのものの実施主体は教育委員会だというふう に、第1、第2項に明示されていると思うんですが、これは委託をされる ということが前提で、いま、お話をお聞きしていたんですけれども、委託する

ということですか。事業実施と、運営そのものの実施主体というのはちょっと不明瞭でわかりづらくて申し訳ないんですが、そのあたりどのような関係になるのか、教えていただいてよろしいでしょうか。

大西会長
代田委員
大西会長
事務局

はい、いかがでしょう。実際にされる事業者ということですね。

そうですね。事業者という表現されていたので、少し。

はい。

委託という場合は、市が、もしくは教育委員会が実施する事業について、その業務の一部を委託であるとか、内容を決めて委託するという形になります。そういう意味で、事業の実施が教育委員会になりますので、委託する業務を含めて、「実施者」という形で表現させてもらっているとご理解いただけたらと思います。実際、委託する際の仕様書では、受注者と発注者という形に整理していきますが、この資料の中では受注者と発注者、両方とも「実施者」の中に含まれている、不可分であるということでご理解いただけたらと思います。

大西会長
事務局
大西会長
事務局

事業者はもう決まっているわけですね。

これから決めていく形になります。

これからですか。

はい。事業者を決めていく手続きもございますので、この段階で仕様書はお示ししにくいという中で、資料は実施要領とさせていただいているとご理解いただけたらと思います。

大西会長

ほか、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、私のほうからですが、9ページ、「5. 事業の検証」というところですが、モデル事業であるわけで、その中で事業検証というところで、いろいろ必要なヒアリングと事業調査を実施すると同時に、利用者に対するアンケートを実施するとあります。このアンケートを実施する主体は教育委員会なんですか。それとも事業者ですか。

事務局

事業者さんにやっていただきますけれども、聞いていただく項目はこちらで指定をしたいと考えています。

大西会長

指定をして、ということは市のほうで質問用紙を作成し、それを事業者にしてもらうということですか。

事務局

そういうことです。

大西会長

ということですね。アンケートについては、児童や保護者それぞれに対して調査用紙を用意し、と書いていますが、頻度、留守家庭児童会室等の利用状況、それから利用状況や利用満足度、利用する活動内容、改善すべき点などで、質問項目を考えるということであろうと思うんですね。

教育委員会のほうでヒアリング、また質問のアンケート調査等、関与されるということはいいいとは思いますが、やはり第三者の目というのも非常に重要になってくると思いますので、第三者の方も加えた形でアンケートの作成や、それからヒアリングということを考えられないのかなというようなことは考えるんですけど、いかがでしょうか。

事務局

第三者につきましては、こういったアンケートはどうでしょうというふうな審議会でお示しをしていくということができないかなと考えております。

大西会長 事務局 大西会長	審議会で、ですか。 第三者としてよろしくお願ひしたいと考えております。 では厳しめにしていけないといけないかなとは思いますが、やっぱり事業者がされるということになると、自分たちの評価内容もそこで公開してしまうということになりますので、不都合になるようなアンケートの内容があれば、いま、非常に問題になってはいますけれども、改ざんということってあるのかなというように思うんで、もし、そうされた場合、次に実施というときになったときに、そのモデル事業の内容といいますか、一つの効果といいますか、それが生きないということになってしまっても困りますので、そのあたりのところも少し慎重に考えるようなことも必要ではないかなと懸念されるところです。いま、ちょうど時期でございますので、そのあたり思ったりもするんですけど。
事務局	はい、どうぞ。 補足ですけれども、事業を委託実施する場合、事業者の自己評価もありますが、発注者としてはモニタリングも行っていくという形になります。ここでは全部「実施者」と記載しておりますので、そのあたりの詳細についてお示しできてはいないんですが、モニタリング項目については、ぜひ審議会からも、この部分はもっと関与しなくてはいけないよといった形のご意見をいただけたらと考えております。
大西会長 荒木委員	いかがでしょうか。 統括責任者と運営指導員とかの選定というのは教育委員会のほうでやられていくという形になるんですか。いま、モデル校4つ出ていると思うんですけども、その地域に密着した方とかではなくて、もうこちらに応募して集まった方の中から決めるっていう形になるんですか。
事務局 荒木委員 事務局	委託事業者に選定いただきます。 そこも委託事業者に全部ですか。 選定していただいて、この方は統括責任者として業務を担当します、この方は運営指導員として業務しますというような報告をいただくという形を考えています。
荒木委員	多分、4校、モデル実施校が出ているんですけど、その学校に沿ったやり方とか、方針とかがあると思うので、そういうところをいまから、言うたら2か月半ぐらいしかないこの期間の中で詰めていけるのかなという不安はすごく感じているんですけども、現在進行形で、何か調整とかには入っているということでもいいんですかね。
事務局	これから契約の手続きに入るといった段階なので、まだ事業者が決まっているということではありません。
荒木委員 事務局	学校にはもうやりますよってお知らせをしているだけですか。 現在、学校側との協議を始めているところです。さまざまな学校特有の事情などをヒアリングさせていただいているところですが、実はこちらの事情もありまして、次年度、平成30年度に予算をとらせてもらっておりますので、4月に入ってからすぐ、事業者の決定の手続きに入っていきたいということで、いま、その準備を進めているところでございます。事業者が早く決まれば

ば、4月中か、5月初めぐらいからが準備期間という形になります。事業者が決まった後に、実施校へのお知らせというか、利用者の、保護者へのお知らせもしていかないとけないという状況です。第1クールは校庭開放、自由遊びという形なので、その中で、学校特有の部分を検証してもらいながら、次の第2クールに向けての準備を整えていきたいと考えています。

荒木委員

わかりました。

大西会長

よろしいですか。短期間で難しい流れかと思われませんが。

代田委員

懸念事項を挙げさせていただきます。いまの流れの中で、委託先である事業者の選定も含めてこれからの課題で、おそらく4月の小学校の授業が通常始まってから、例えばその施設の改装であるとか、工事とか、搬入とか、授業に支障のないようにされることだと思います。そういうことが起こるんだろうなというのはお聞きしながら思っていたんですが、懸念事項が一つありまして、どういう形で事業者を選定されるのかという、その基準の作り方はもちろんなんですが、例えばそれが随意契約の形になるのか、プロポーザルの形になるのか、いろんな形があると思います。その中で、いま、荒木委員のほうからのご発言があったんですけども、その小学校や地域の実情というのをどれだけ加味して、その事業を行うのかというのが、実は地域子ども子育て事業とか、こういう小学校区で事業を行う、不特定多数が全国から集まってくる事業ではないというところで、そのまちの子どもたちをそのまちの人たちが見ていくんだという精神が、どの程度、貫けるのかというところは、どういうところに委託するのかということが非常に大きいように感じます。その点でいうと、例えば全国展開されているような企業さんが、準備でいうと、この短期間で、この4つの事業所の準備というのは多分企業体のほうが合理的にやられると思うんですが、果たしてこの事業が目的としているところに、そういう企業さんに委託することがいいのかどうなのかということも含めて、懸念事項として挙げます。

いろんな見方はあるんですけども、これは実際に、大阪府下で放課後児童クラブですが、例えば企業体なんかが運営をされた場合、やはりその収支の関係で、どうしても利益を生むということが企業体さんの場合、発生していますので、それが子どもたちや保護者のほうになかなか還元しないのではないかというふうな事項の指摘があったりしました。事業者がそれで変わったりしているんですね。また、小学校に、これまで地域の委員会さんがその運営を担っていたところに企業体さんが入られたときに、校長先生や教頭先生以下、子どものことを話ができる関係というのを果たして築けるのかということが懸念事項ということがありましたので、その点が少し気になります。そういった点では、どういったところに事業を委託するのか、その条件整備というか、制限をかけていくことが要るのかと思われま。受けたところについては、こういうふうなルールに則ってやってくれということがかなり問われるのではないかと思います。

もう一点、ちょっとこれは全然違う観点からですが、資料9ページに配慮を要する児童の対応について、記載されています。いつ来るかわからないですよ。いまのこの仕組みでいうと、その出席カードを持って来たら入れる

ということですので、配慮を要するだろうという児童がたくさん来る日とそうでない日と、スタッフの配置、これは大変だなと思いながらお聞きしていたんですけれども、もちろんそこらへんも委託先の事業者さんがやることと言ってしまえばそれまでなのですが、やはり事業主体、教育委員会としても、一定の方針ないしガイドラインが要るかなと思いました。すいません、少し長くなりましたが以上です。

大西会長

はい、ありがとうございます。

そうですね、出席カードさえ出したらということになりますよね。それぞれの小学校の児童数が記載されていますけれども、前にもお話が出たように障害のある児童、例えば特別支援に行かれている児童、それから私立の小学校等に行かれている児童も含むということでしたから、プラスアルファを考えないといけないですよね。そのときに、この教室の大きさ、スペースというのは十分代用できる大きさなんではないかな。

事務局

実際学校に伺って、余裕教室がたくさんあるということではなくて、また、特別教室は放課後使っていないんですけれども、場合によって授業の準備であるとかいうのに使っておられる場合もあるので、それは学校側と調整をしていかなければいけないという状況になっています。

大西会長

これはハードですからね。だからもうキャパが決まっているわけで、そのキャパオーバーになったときの対応ですね。それはマニュアルの中に盛り込まれていますか。例えば、これ以上になったら抽選ですとかいうようなこととかですね。

事務局

体験教室等の活動で何か作ったりする場合には、事前に抽選は考えているんですけれども、校庭などで遊ぶ児童の場合には何人というのは想定しにくいし、来た数に応じて、スタッフをその場ですぐ用意するっていうことは無理なので、それはそこにいるスタッフの範囲内で対応、と考えています。

大西会長

基準値とかは作らないんですかね。例えば、児童何人に対して何人は必ず確保すると。だから登録者数がこれくらいだったら、これだけの人数は確保しますよというのが、いま、多分ここの基準で挙げられている数字だと思うのですが、どうかなというのがあります。

事務局

いわゆる放課後児童健全育成事業、留守家庭児童会室事業につきましては、その明確な基準というのがあります。それは最低基準という形になりますが、この放課後子ども教室事業モデル事業につきましては、子どもたちの自由で自主的な遊びを見守るというか、安全の指導をします。管理とか、家庭の代替の役割をするというのではなくて、子どもたちが遊ぶのを見守るという形なので、その人数による変更というのは、いま、基本的にはその基準は考えていないという形になっています。ただ、配慮を要する児童については、あらかじめ参加を登録してもらうという条件を付けておりますので、どの程度の配慮がいるのか、どの程度の支援がいるのかということはあらかじめ把握させてもらった中で一定想定をしながら、と考えています。これも説明が前後して大変申し訳ないんですが、本日、市議会のほうで、来年度、平成 30 年度の当初予算が議決されたところで、これも市役所の事情なんですが、この事業を実施するということが、本日をもって予算的な措置ができた

ということになります。当初予算、委託料を使わせてもらう中で、この事業の委託実施を考えていきたいというのと、その委託事業者が決まった後に、配慮を要する児童がいて職員の加配が必要であった場合には、枚方子どもいきいき広場事業がそういう仕組みをとっているんですけども、後でその必要な分を加算していくというような形ができたらなど。これもモデル事業を実施する中で、そういう加配の人員の部分についても考えていきたいと思っています。ただ、代田委員が言ってくださった、その地域との接点はどうするかということ、先ほど荒木委員のご意見も、学校や地域の事情はどうするのかということかと思えます。学校の独自性とか、学校や地域の実情というのをどれだけ反映できるのかなというのは、実はこのところもまだ明確な絵が見えているわけではないんですが、放課後の事業の実績のある事業者に参加してもらって、市役所事情ですけども、基本、一般競争入札の中で児童の放課後の事業実績を持っている事業者に参加してもらう形での決定ができたらなど思っているところです。その中で整理をし、展開していくときには基準とかいうものを整備していけたらなど考えているところです。

大西会長
中口委員

はい、ありがとうございます。

一般競争入札はもちろんです、その学校に合った随意契約とかは考えていませんか。

事務局

この後、展開するにあたっては、一定、事業実施者に複数年でお願いする形など、違う契約の仕組みも考えていかないといけないと思っています。現時点で随意契約という形は大変難しい。他市町村の例を見たら、その地域で持っている運営委員会とかに委託をしている事例もあるんですけども、枚方子どもいきいき広場の実情とかもある中で、地域やその団体がよく子どもたちのことを知っているからということで、そこに平日の分までというのは、いまお願いできるような状況ではないかと思えます。そのあたりも含めて、民間事業者のノウハウも参考にさせていただきながら、次のスキームを考えていけたらと思っております。

中口委員

すみません。そうしたら各学校で仕様書というのは変えていけるのですか。一律ですか。

事務局

学校ごとの仕様書というのは、実施回数ですか。

中口委員

いえ、実施回数ではなくて、事業者選定で一般競争入札をしたら、このモデル4つを一緒の契約ではなくて、学校ごとに個々に契約されるんですかということですか。

事務局

いまの段階では4校一括での委託という形を考えています。

荒木委員

スケジュール的に、5月に入ったぐらいで事業者さんが決定して、職員を選定されて、決まった時点でその職員たちにこのやり方なりを全部指導して、という形でスタートすることになるんですよね。

栂山委員

先ほどもありましたが、配慮を要する児童への対応ということで、こちらには、参加を希望する児童とその保護者に常に寄り添い、可能な限り受け入れに努める、という表現で書いていただいているんですけども、この可能な限りっていうところをどのようにお考えになっているのか。例えば、いま、この事業者が枚方市教育委員会である以上、この配慮が必要な児童が参

加したいということであれば、参加できませんというのはなかなかそれにはならないと思いますし、参加するための合理的配慮を求められると思うんですね。そのことについては、先ほどおっしゃっていたように、加配を受けるというようなことも積極的にされて、子どもたちは基本的には受け入れるというふうに考えていてよろしいでしょうか。

事務局

そもそもこの放課後子ども教室のモデル事業ですけども、実施目的は、子どもたちに必要な要素である「3間」の確保、時間と空間と仲間と、その中での子どもの自由で自主的な遊びというのを支えるという形なので、この中に参加をしたいということについては、合理的配慮というか、配慮を要する児童についても受けとめていく形でやらないといけないなと思っています。ただその中で、いわゆる保育的な要素とか、そこでの支援といいますか、そこで何か学びを、というのとはちょっと違うかなと。この審議会の中でもお話しいただいておりますインクルージョンの考え方というのもあるので、その中で子どもたち自身がどういう形での助け合い、支え合いができるのかなとか、それに対するサポートの形でのスタッフの加配というのはありかなと思っています。それぞれどういう状況がとか、どういう特性を持った配慮を要する児童が参加を希望されるかということも含めて、課題であると思っています。

栂山委員

いま、特別支援学校というお話もあったんですが、その児童よりも、多分、学校の支援学級に在籍している児童が参加したいという希望がある可能性が高いと思うんです。学校の支援学級に在籍している児童の中には、発達障害の子どもさんもたくさん在籍されていますので、ちょっと瞬間的に動きがあったりとか、なかなかその動きが止まらなかったりとか、なかなか他の子どもさんとの距離の取り方が難しい子どもさんなんかが、いま、学校の支援学級にもたくさん在籍しています。どこの学校にもされていると思うんですが、そういう子どもさんについていただいて、その中で子どもたち同士で起こるトラブルとか、けがをしたりとか、けんかになったりとかっていうことについて配慮をしていかないと、こちらも見守りをしていけないのではないかと思うんですが、そういう部分で人が、多分、必要になってくるのではないかなというふうに思うんです。例えば、学校では何かトラブルがあったときも、もう次に起こらないようにずっと見守りをお願いします、という形で保護者から要望があることがあるんですね。結構あるんです。子どもたちがどんなふうに動くかっていうのは私たちも予測はできないので、もう全部のトラブルを止めるということは難しいんですけども、やはりある程度の、その動きなり、何かそれまでに頻発的にトラブルが起こっている子どもさんと他の子どもたちとの関係については、学校も見守りをしながら、指導、それはもう指導、もちろん学校ですから指導もしながらということになるんですけども、そういう形で対応しているんですが、特に子どもたちが自由に遊んでいるこの放課後の状態では、そういうことが起こり得ることは想定しておいたほうがいいのではないかなと思います。

事務局

登録していただいた児童は校区内の特別支援学校に通う児童も、と書いておりますので、学校のほうで全く把握されてない児童も対象という形では入

っております。現実的には、留守家庭児童会室にもそんなに来られていないという状況なので、校区内におられるその小学校以外の児童は少ないのではないかなというのが一点。また、学校に通っておられる配慮を要する児童については、例えばその子どもさんは昼休みをどんなふうに過ごしてるのかなとか、20分休憩をどういうふうに過ごしてるのかなというのを、学校側のほうからの情報も得ながら、その自由遊びの中で校庭で遊んでるよという子どもさんなのか、いやいやずっとついてないとだめな子どもさんですよということなのか、そのあたりのところももちろん参考にさせてもらいながら、あわせて、子ども自身が来たいと希望しているのかどうか、そういうところなんかも尊重させてもらいながら、なかなか一概に想定できないところではありますが、そのあたりのところを踏まえながら対応ができたらと考えております。

栂山委員
事務局
事務局

基本的には受け入れをされるというふうに考えてよろしいですか。

希望をするという形の中であれば受け入れていきたいと考えています。

基本的にはどうかご参加くださいというスタンスだと思いますけど、ここでいう「可能な限りは」というのは、例えば身体の事情で、著しくお身体に負担がかかるとか、あるいは専門的な医療的ケアが必要ですとかといったようなケースがあるでしょうから、そういったケースはちょっと相談しながら、これはちょっと難しいですというケースがあるかもわかりません。ただ、栂山委員が先ほどおっしゃっていたように、障害者差別解消法も施行となっていますので、行政としては合理的配慮を行わなければならないということです。そういう立場から事業を実施していくということになるのかと思います。

栂山委員
事務局

ありがとうございます。

その際、その事業の目的と、その事業でできる限界とといいますか、その部分はお示しさせていただきながらのお話になっていくのかなと思っています。それも含めてどういうことが想定されるのかというのは、いまの段階でわからないところもありますので、委員の皆さまのご意見を聞かせてもらいながら、また、学校側とも調整ができればと思っています。

大西会長

そのへんのことになると、ちょっと言いたいことは山ほどあるんですけども、どこに基準をあてるのか。やっぱりきちとしたパーフェクションな状況というのは作れないわけですね。自由に遊ぶわけですから。そういうときにご参加いただけない場合も、そのところの理解をどう保護者の方々にとっていかれるのか。その子の状態も加味して対応するという、先ほどもおっしゃったように、普段からつかないといけないのかどうか。それとも、適当って言ったらおかしいですけど、ある程度、自由に遊んでもらってもいいのか。そういう子であっても、その日、その日のコンディションによってもやっぱりかなり違うんですよね。そうなってきたときに、やっぱり預かっていただけるということで、放課後で子どもたちは自由に遊びたいところに行きたいとなったとき、非常にビシッとマンツーマンで対応しないといけないような状況のときにご希望になったときはどうなのかな、というのはやっぱり懸念するところですよ。だから、配慮が必要な児童に関しては、保護者

の方々と十分に協議をされると、お話をするということが大事でしょうし、子どもさんのことをやっぱりしっかり知ってから参加いただくということもありかなとは思ったりもするんですけれどもね。だからものすごくやっぱり慎重にかかっていかないと、ちょっと問題が起きてからではだめなので、もう少し配慮はやっぱりしないといけないと思いますね。

ほかにございませんか。

代田委員

よろしいですか。ちょっと違う視点からなんですが、指定専用室という表現がされていますので、専用室の考え方についてお聞きします。図書室はその日によって使用ができるかどうかわからないというご説明がありました。各小学校4校の専用室として定められているところがあります。例えば、雨が降った日にどれぐらい子どもたちが来て、体育館が使用できなかった、グラウンドも当然遊べない、図書室も使えないというときに、これらの専用室ではかなり手狭ではないかなと。例えば、放課後児童クラブの場合は一人当たり 1.65 m²の専用区画をとというのが基準なんですけど、仮に 1.65 m²ならば何人ずつぐらい入れるものなのかなというのをちょっと計算してみたんですが、計算間違いでなければ、一部を除いて、やはり 50 人から 60 人ぐらいがマックスなんです。だと思っんです。一部は、というのは、2 番目の津田小学校、私が間違えていたらすみませんが、専用室が 98.4 m²、これはめっちゃ広いんですよ。図工室ですかね。津田小学校の図工室は図面上で言いますとかなり広かったんですが、1.65 m²で換算するとかなりの人数が入れるんですね。ただ、図工の机でありますとか、教具、教材、その他工作の道具なんか置いてありますので、フリースペースではないと思いますので、そのあたりはちょっと懸念があります。そういう意味では、当日やってきた子は基本的に受け入れるという事業設計になっていますけれども、例えば、満員とか、満杯とかということでの基準というのは要らないんだろうか、逆に、基準を設けてしまうと、この事業の目的と反するのかなというように、ちょっと自分の中で、自己矛盾をしながら考えていたんですけれども、そのあたり、受け入れ人数に対する上限、いや、そんなには来ないよという見込みなのかということも含めて、想定されていることがありましたらお聞きしたいなと思って、質問させていただきました。

大西会長
事務局

事務局、いかがでしょうか。

想定される人数というのは、これからの事業なので予想はしにくいんですけれども、いま、枚方子どもいきいき広場事業への参加人数であるとか、留守家庭児童会室では平均して全児童の 20%前後の利用というところなので、それぐらいの人数は超すだろうなとは思っていますけれども、実際やってみないとなかなかわからないのかなと思っています。

代田委員

例えば、事前アンケートの結果が、例えば見込まれる人数みたいなことの換算みたいな計算でもないのですか。

事務局

留守家庭児童会室利用の児童すべてを対象としたアンケート結果はありますが、前回のアンケートでも2年生と4年生しか対象としていないので、全校ではどれぐらいなのかなというのは予想しづらいところがあります。

代田委員

とりわけ6月、7月の第1クールというのは、気候の問題もあって、例え

ば梅雨どきにかかったり、非常に室温が上がったりするときに、やはり一定限定されたスペースにたくさん子どもたちがいるということのリスクは非常に高く感じております。いいか悪いかは別として、ちょっとそのあたりも一定の基準として、もうこれ以上今日は入れないという見極めや、その基準というのを設けていないと、行ったのはいいけれども入れません、何となく入れませんでした、というのでは、このほかの子どもにも保護者にも合理的な説明をしにくいと思いますので、ちょっと発言しました。

大西会長 ある意味、このモデル事業でその数字を把握するという意味もあるかなとは思いますが、でもモデルだからといって、オーバーしていたのに、もうだめですと言うわけにはいきませんのでね、そこはやっぱりちょっと対応を考えとかなないといけないのではないかなと思いますね。適当な数で子どもたちが来てくれたら一番いいんですけれどもね。

代田委員 逆に、参加した子どもたちが、もう満員だから帰ろうという、その自主判断するということが十分考えられますでしょうし、ただ、ガーッとたくさん来たときに、どう対応するのか。

大西会長 噂が流れてしまって、あそこに行っても入れない、となったら、先細りになってしまうことも考えられなくはないと思います。

事務局 事業のベースを校庭又は体育館の自由開放としておりますので、室内で過ごしたいと思って来る児童はあまりいないのかなという中で、雨の日の室内の対応、反対に雨の日に多くなるかもしれない、そのあたりのことを考えないといけないなど、話を聞かせてもらいながら改めて考えています。いま、1年生から6年生までの中で、低学年は5時間目まで、6年生はほぼ6時間目までである。この6時間目の時間帯は、運動場や体育館の自由開放は難しいということで、その間は指定専用室で過ごす、もしくは図書室で過ごしてもらうということを考えていかなないといけません。こういうような事業の枠組みになっております。そういう制限があるので、少なくともこの中の半数の部分は室内遊びというか、室内で過ごす時間というのを考えていかなないといけない。いま、代田委員が言ってくくださったように、一つの教室に50、60人が入って、暑くなってくる中、いま空調がきいているお部屋になってはいるかと思いますが、そここのところの危惧がありますので、モデル事業といえどもやっぱりそのへんのところはきちんと考えないといけないなと思っています。

大西会長 ほか、どうでしょうか。

植田委員 いいですか。ちょっといまの話とは関係ないんですけれども、「緊急時対応マニュアル（案）」を後のほうで示していただいているんですが、最初の「1. けが・急病への対応」の中で聞いたかったのが、黒文字で書いてある「軽度で首から上のけがの場合は、至急保護者に連絡し、病院へ受診するよう伝えてください」と、全くそのとおりなんですけど、なぜ首から上に限定するのかと思ってね。後ろのフロー図を見ていたら大体わかるんですけれども、例えば、救急車で運ばなくても骨折している可能性がある場合もよくあるんですよ。子どものことだからわからないと。私たちが見ている中でも、そのまま帰っているけれども、家に帰って保護者が病院へ連れて行った

ら骨折していたというのがある。この自由に遊ぶ状況に置かれている子どもたちの場合、いろんなことを想定できるので、首から上に限ると、軽度でも首から上の場合はすぐ保護者に連絡を、でも何かちょっと様子がおかしいなという場合はやっぱり保護者に連絡したほうがいいのではないかというふうに思ったりするんですが。ここで首から上に限ると、これを入れているのだけ、ちょっと理解できないので発言させていただきました。

大西会長
事務局

いかがでしょう。

例えば、ちょっとこけて頭を打ったという場合に、見た目にはそうでもなくても、ひょっとしたら中に損傷があるかもしれないので、頭部のけがに関しては慎重にいかないといけないよという意味で、どうもないどうもないということで子どもを帰していたとしても、それは必ず保護者に連絡をして病院で確認をしないとイケないという意味で、こちらは書いたものです。

植田委員

全くそのとおりなんです。私たち、常に首から上は気をつけろというふうに言われているのは事実です。ただ、それだけではないと思うんです。何かビュッと手をついてしまったと。様子を見ていたら、そこまでは大きいものでもないようだけれども、何か雰囲気が違うよというふうなときに、やっぱりもう保護者に言って、すぐに病院のほうに対応してもらったほうがいい場合も出てくると思うんですね。そんな場合もやっぱり考えられますので、首から上に限らず、何かそういう場合があるのではないかとあって、ずっと見させてもらったんです。

事務局

ご指摘ありがとうございます。「一方、軽度で首から上のけがの場合は、至急保護者に連絡し、病院へ受診するよう伝えてください」の中の「一方」が不適切な表現になっているのかなと思われます。どちらかというと「なお書き」でしょうか。「首から上の場合は、軽度であっても」という形の表現に変える。軽度というか、首から上の場合、軽度かどうかは素人判断ではわからないですが。

事務局

首から下であっても、軽度という判断自体が必ずしも適切ではないケースがある、というご指摘ですよね。

植田委員

僕らから考えて、首から上はもう軽度とは考えませんのでね。

事務局

首から上の場合は、見えなくても必ずやっておいてくださいと、どんな場合であっても、というご指摘ですね。いま、どちらかというと「但し書き」のようになっているかと思いますので、それは表現を改めさせていただきます。ご指摘ありがとうございます。

大西会長

はい、ありがとうございます。

いかがでしょう。

藤原委員

あまり大した話じゃないんですけど、先ほどの参加人数の話のところなんですけど、子どもたちがこのサービスの内容をしっかり把握したらかなり参加が増えると思うんですね。いま想定しているよりは、だいぶ教室がオーバーするのと違うかなと、個人的に思います。具体的には、例えば、低学年の子どもたちが校区内の仲のいい友達と遊ぶってなったときに、まだ小さいうちは行動範囲を親に限られているので、ちょっと家が遠い子だと遊ばれへんなというところで、仲のいい子となかなか一緒に遊べないけど、このサー

ビスを利用すれば、学校内で長い時間、一緒に遊べるというところで、すごくニーズはあるだろうな、と思われます。また、留守家庭児童会室にいる子どももそうで、留守家庭児童会室に入っていない子どもと留守家庭児童会室に入っている子どもって、結構、一緒に遊べる時間がないんですね。だからここを利用すれば一緒に遊べるというのがあって、子どもたちがこのサービスの内容をちゃんと把握したときに、非常にニーズがあるのと違うかなと。参加人数が爆発的に上がる可能性が十分ある、そこはちょっとしっかり検討しておいたほうがいいのかなと思います。

大西会長
事務局

はい、ありがとうございます。

ご意見ありがとうございます。まさにその点もこの事業の目指すところでもありますので、そのところがきっちりと対応できるような形を考えていきたいと思っています。留守家庭児童会室というのは、子ども自身が行きたいと望んで留守家庭児童会室に行っているということばかりではない中で、留守家庭児童会室に行っていない子どもと一緒に遊べる時間がないという状況があるかと思われますので、そのところは考えていきたいと思っています。

大西会長

ほか、いいでしょうか。

ちょっと一つ思ったんですけど、ゲーム類は使っているんですかね。

事務局

D Sとかそういうものでしょうか。

大西会長

そうです。そんなものを子どもたちがやりたいと言ったときに、事業者は揃えてくれるのかなと。

事務局

公園でしたら自分たちのゲームとかを持って行って遊ぶことはありだと思うんですけども、基本的に、学校内になりますので、家から持ってくるのが、まずだめだと。事業者には簡単な遊具の準備をお願いするのですが、例えば留守家庭児童会室であっても、家庭の代替というものの、D Sとかのゲーム類は置いていません。あっても、オセロとかボードゲームとかそういうゲーム類です。学校の中で行う自由遊びなので、そういう形での一定の制限をすることになってくると思います。

大西会長

そうすると、老婆心ながらといったらおかしいですけど、やっぱり利用のときにそういうことも徹底したほうがいいと思います。隠して持ってくるのかですね、あると思うんですよ。

代田委員

特にそのクールの中に学校休業日が含まれていますので、ランドセルに、教科書、ノート、筆箱入れて、D Sを忍ばせるって至難のわざなんですが、学校休業日はちょっと違うかと。

荒木委員

利用するのは、一回帰ってからですよ、基本。

事務局

授業のある日は、学校からそのまま、です。

代田委員

放課後児童クラブなんかでもよくあるんですが、学校休業日の場合、ゲームを持って来て、それを見つけて取り上げて、「あの先生、返してくれへん」ということが非常に多くて、こっそりお便所に隠れて5、6人でやっていたと。持ち込めませんよ、と言うことが必要かと思っています。

事務局

基本、学校なので、持ち込めませんよ、という形でのお話はさせていただきます。留守家庭児童会室もそうだと思います。枚方子どもいきいき広場でもそうだと思うんですけども、土曜日、家から学校に行くときに、D Sは持つ

て来ないでねという形になっているかと思います。

大西会長

枚方子どもいきいき広場に行ったらいろんな活動はあると思うんですけど、子どもたちが自由に遊ぶとなったときに、自由だったら何を持っていてもいいのではないかとなったときに、その解釈の仕方だと思うんですけど、やっぱりどこかに書いといたほうがいいと思いますね。

事務局

学校施設を利用しての自由な遊びなので、学校のルールを守ってくださいということになります。学校にはゲーム類を持って来たらだめですよとか、学校ではこの通路は右回りとか、校庭のここに行ったらいけないですよとかいうことがあれば、やっぱりそのへんのところは学校のきまりを守ってくださいということになります。放課後はOKで、学校の授業中はだめということとはできないと。子どもたち、そんな状況判断はできないと思いますので、学校のきまりは基本的に守るという形で、この事業の案内にはしっかり書いておかないといけないと思っています。

大西会長

ふと思ったんですが、いま、乳児からそういうのはありますね。泣くとボンとお母さんがスマホを渡して、子どもはそれを見てじっとして、「あ、トーマス」って喜んでいる姿っていうのはよくあって、うるさくてもそれを見ると黙ってしまうので、電車の中でもよく見かけます。もう1歳の子でこういう動作をしますからね。いまはゲームが子どもたちにとっては不可欠なものになってきています。中心っていうようなもんですから。学校は学ぶ場としてキチンとできていますが、これは遊びということになったときに、そこへグッと入って来る可能性があるので、やっぱりピシッと線引きをするということが大事なことだと思います。

事務局

この事業の隠れた効果になるかと思うのですが、家に帰って、メディアとかゲームとか、そういう室内遊びをするのであれば、学校で体を使ってしっかり動いてから家に帰ってもらってというところの中で、ゲームというのはどうかなと。学校の施設を使うという中でゲーム類は難しいと、そこは理解してもらいたいと思います。

大西会長

はい。それはちゃんとしておいてもらわないといけませんね。

代田委員

コメントだけなんですけど、いま、会長がおっしゃったように、子どもたちの遊び文化の中でゲームが占める割合が本当に大きくなっていて、いわゆる子どもの遊びにかかわる専門家にとって、児童館でありますとか、プレイパーク、冒険遊び場とか、放課後児童クラブもそうなんですけど、ゲームでない遊びだけというのが、非常に子どもたちの中で難しくなっています。ゲームも楽しめるけど、それ以外のおもしろい、リアリティのある、しかも大人数で、少人数でもいいんですけど、体を動かすリアルな世界の遊びをどう子どもたちに取り戻していくのかというのが、いま、全国で取り上げられている課題ですので、ぜひこの事業でもその点を踏まえて、遊びのプロフェッショナル、専門家の方にどこかのタイミングで関わっていただけたら、子どもたちの遊びの世界って広がるのではないかと、ゲームじゃない世界も楽しいんだなということが体験できる機会になったらいいなと思っています。これはちょっと私、その関係の仕事をしているものですから、願いです。コメントだけですけれども。

事務局	そのあたりについて、実はいろいろ教えていただきたいなと思っておりました。第2クールの中の体験活動等の教室の中で、プレイワーカーさんとか、遊びの指南をしてくださる、何かそういうイメージで活用できたらなという思いもあります。委託でやっていくという中で、どの程度、反映できるかということはあるんですが、そういう形のご意見なんかも聞かせていただきながら、検討していけたらと思っております。
大西会長	はい、よろしくお願いします。 ほか、ございますか。
栂山委員	確認ですけれど、これは参加をすると、5時なり4時半までは帰らないということを書いてありましたので、それをまず想定をするということなんです。途中で帰らないと。
事務局	このモデル事業のスキームの中では、その終了時間を、一定、同じ時間に合わせてもらおうという形になっています。本当は自由で自主的な遊びということでしたら、自由に来て、自由に帰れたらいいかなと思うところではありますが、学校施設を使わせていただくので、学校からそのまま、課業後そのまま参加をしてもらって、同じ時間で解散というか、終了と、そういう形で考えています。最終の下校時間というのが夏場は午後5時、11月、12月、1月、2月、冬場は4時半というのが枚方市のスタンダードなんですが、校区の広いところは、4時半にしてもらわないと困るということがありましたので、先ほど説明させてもらった中で、津田と蹉跎は4時半としています。夏場でも4時半、冬場も4時半でもいいのかなという、ちょっと冬場の心配はあるんですが、ただ4時になりますとほとんど時間がありませんので、4時半という形で了承してくださったのかなと思っています。そのへんのところ、一応、終わりは合わせていきたいなと。では、どうしても今日はいきたい、行くけれども何時に帰らないといけないという、そういう場合は申し出により対応して、という形になるかと思います。
大西会長	はい、ありがとうございます。 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。 なければ、議事1「放課後子ども教室モデル事業の実施要領（案）について」、事務局の提案どおりということで承認してもよろしいですか。 （「はい」という声あり）
大西会長	はい、ありがとうございます。 では、承認をいただいたということにさせていただきます。 次に、次第のほうでは、「その他」として、「留守家庭児童会室の入室状況等について」とございますので、事務局より説明、報告をお願いいたします。
事務局	それでは、留守家庭児童会室の入室状況等について、説明をさせていただきます。ホチキス留めの資料2をご覧くださいと思います。 「1. 平成30年度留守家庭児童会室入室申込状況」ですが、こちらのほうは別紙にて説明をさせていただきますので、お手数ですが、2枚目の別紙をご覧ください。 こちら左側から、留守家庭児童会室番号、「児童会室名」、平成30年1月

31 日時点での「申込合計」、「内延長人数」ということになっています。この延長人数につきましては、夕方 6 時から 7 時までの延長の時間帯の申込人数ということになっております。1 月 31 日時点での申込人数につきましては、4,692 人となっております、平成 29 年度と比較しますと、約 260 人、増加をしております。

延長の申込人数につきましては、1,344 人となっております、申込者数の 28.6%が申し込んでおられる状況ということになっております。実際の利用率につきましては、平成 29 年度の実績で申しますと、27.9%の延長申込に対しまして、約 10%の利用率ということになっております。

続きまして、中段の枠のところになりますけれども、左から規則で定める「専用室定員」、「臨時定員を含む定員」、「弾力的臨時定員を含む定員」ということでお示しをさせていただいております。定員の考え方につきましては、平成 26 年 9 月に制定をいたしました「枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づきまして、児童一人当たり、おおむね 1.65 m²を確保できる人数で、1 班当たり、おおむね 40 人ということにしておりますが、附則によりまして、平均登室率を約 80%ということと考えております、ここの部分を考慮しまして、1.25 を乗じた人数を定員の考え方ということにしております。また、臨時定員につきましては、平成 30 年度に利用できる余裕教室での定員を含めた受け入れ可能人数ということにしております。また、弾力的臨時定員、こちらのほうにつきましては、1 月 31 日時点で、臨時定員を超える申し込みがあった場合に設定をしているというものでございます。それを踏まえまして、各留守家庭児童会室の定員を設定しておりますので、右側の枠に記しております、班数のところになります、班数が同じであっても、各留守家庭児童会室で定員の差が生じているということがございます。

条例の施行規則で定める専用室定員と臨時定員を含む定員に差がない留守家庭児童会室、例えば留守家庭児童会室番号 1 の開成や、9 の高陵は、留守家庭児童会室の専用施設（鉄骨プレハブ）のみでの受け入れを行っており、差がある留守家庭児童会室につきましては、専用室と余裕教室で受け入れを行っているという状況でございます。ただし、5 の津田、6 の牧野、41 の川越の留守家庭児童会室につきましては、申込人数により、専用室はある程度確保できるんですけれども、申込人数によりまして、専用室の使用班数を調整をしているという留守家庭児童会室になります。また、弾力的臨時定員を含む定員を設定している留守家庭児童会室は、3 の香里、4 の明倫、14 の蹉跎、15 の五常の留守家庭児童会室、この 4 か所ということになっております。余裕教室の使用状況につきましては、数字で示しておりますけれども、ちなみに、32 の藤阪、33 の平野につきましては、余裕教室を 2 つ、右の枠になりますけれども、2 つ借用している留守家庭児童会室ということになっております。

全体の班数としましては、平成 30 年度は、116 班ということになっておりまして、平成 29 年度の 114 班から、5 班増の 3 班減ということになっておりまして、結果、2 班増ということになっております。

それでは、1 ページ目にお戻りいただきまして、項目 2 以下の入室児童の推移や留守家庭児童会室事業の現状につきましては、これまでの審議会でもご確認をいただいているところではございますけれども、平成 30 年度の状況を一部追加させていただいております。状況的には、入室児童数の増加は続いておりまして、児童を受け入れるために、留守家庭児童会室の班数も増加しているという状況でございます。

平成 30 年 4 月 1 日からの職員体制につきましては、任期付短時間勤務職員である放課後児童支援員と一般職非常勤職員である放課後児童准支援員及び臨時職員について、採用試験を 1 月と 3 月に実施をいたしまして、今年度同様、これらの職員に欠員が生じた場合につきましては、運営のほうに支障のないように臨時職員を欠員のところに配置をし、留守家庭児童会室が安定した運営を維持できるように対応しているところでございます。

説明は以上でございます。

大西会長

はい、ありがとうございます。

留守家庭児童会室の入室状況等について、報告がありましたが、何かこの件につきまして、ご質問ございませんでしょうか。

代田委員

資料の読み方、単純な読み方で教えていただきたいんですが、別紙、一番右の「班体制」の表の読み方なんですが、左の縦列の「数」ですが、これは 1 支援単位当たり約 40 人×1.25、例えば 1 の開成は 2 班あるというふうな読み方でよろしいですか。

事務局

そうです。

代田委員

例えば 2 の山田、同じく 2 班なんですが、それに合わせて余裕教室を一つ確保しているというふうに読むのでしょうか。

事務局

山田につきましては、「専用室定員」が 50 人ということで、こちらが専用室で受け入れる定員で、「臨時定員を含む定員」が 100 人となっています。ここの差である 50 人につきましては、余裕教室のほうで入っていただける人数ということです。専用室が 50 人で、余裕教室の定員が 50 人で、合わせて 100 人定員ということになっております。専用室の 50 人で 1 班、余裕教室の 50 人で 1 班、合わせて 2 班となります。

代田委員

わかりました。では、この表の「余裕教室」は「数」の内数ですね。

事務局

はい。内数になります。

代田委員

班数 2 の中にこの余裕教室は一つ含まれるということですね。

事務局

そうです。

代田委員

わかりました。ありがとうございます。

もう一点なんですが、先ほどちょっとご説明のあった 1 ページ目に戻りまして、「配置職員数」のところ、参考に教えていただきたいんですが、放課後児童支援員の認定資格研修、都道府県の認定資格研修の修了者というのは基本的にもう全ての支援単位当たりに配属が終わっておられるということですか。もしくはこれまでもうちょっとかかるということですか。

事務局

平成 27 年 4 月から認定資格研修が始まっておりまして、それまでに入職している職員及び平成 27 年度からの新入職員も合わせまして、この間、研修を受講しているという状況でございます。平成 30 年度につきましては、

	大阪府のほうから現在通知が来ている状況で、約 50 人の受講を予定しておりますして、そこである程度、これまでの支援員につきましては受講が完了するという状況ではございます。
代田委員	では、いわゆる設備及び運営基準等で定められた 1 支援当たり有資格者を必ず置くという基準は、平成 30 年度で満たされるということですか。
事務局	ある程度、そうですね。
代田委員	そうですか。よかったですっていうのは、言い方が変なんですけど、わかりました。ありがとうございます。
大西会長	ほか。ちょっと私から、この留守家庭児童会室の申込期限というのはあるんですか。いつからいつまでの間に申し込まないといけないとかですね、留守家庭児童会室の入室を希望するという申し込みですよね。これを 1 月 31 日で切っているのはどういう理由かなと思うのですが。
事務局	次年度 4 月 1 日から入室を希望される方の一定の申し込みの締め切りということで、1 月 31 日で締め切りとさせていただいて、定員をこの時点で決定していくということになっています。その後、2 月以降につきましては、先着順になってはくるんですけども、引き続き申し込みについては受け付けをさせていただいておりますして、定員に空きがあれば随時入っていただくことになります。もし、1 月 31 日までの申し込みで定員が埋まってしまっている場合は、一時、待機をしていただくということになります。
大西会長	これも待機児童ということですね。
事務局	そうですね。
大西会長	そうですか。その待機状況はかなり多いんですか。
事務局	最終、3 月末になりますが、いまの状況で言うと、2 つの学校で計 5 人です。
大西会長	2 つの学校で計 5 人ですか。
事務局	ここで 5 人というのが現状です。ただ辞退や入室は日々最終的には、昨年の状況で言うと、大体 8 人ぐらいになります。
大西会長	1 桁の数字ですか。
事務局	大体、例年そのぐらいの数ですね。ただここ数年の入室児童数の伸びを考えると、待機児童は同じぐらいの数で収まっているというような状況です。
大西会長	全員が入れるのが一番いいんですけどもね。
事務局	そうですね。
大西会長	そこはやっぱり締め切りが 1 月 31 日にしているから、なかなかそこからは定員を増やしていくということはないということですか。
事務局	キャパ的な問題がありますので、1 月 31 日で定員を決めさせてもらっています。
事務局	待機児童を解消したっていうのはいつごろになりますか。
事務局	去年は 6 月ぐらいです。これはいったん解消されてから発生する場合がありますが。
大西会長	発生しますよね。それは日々変化しますからね。
事務局	そうですね。
植田委員	4 月 1 日からその 6 月ぐらいで解消とおっしゃっていますけど、この待機

	している子どもたちは実際どういうふうになっているわけですか。
事務局	その場合、保護者のほうで、仕事の状況を調整をしていただいたり、というようなことでやっているといます。
植田委員	以前、隣の留守家庭児童会室へ通うということがあったんですけれども、そういったことも行われているんですか。
事務局	いったん、その校区の留守家庭児童会室には申し込んでいただいた上で、近くの空きのある留守家庭児童会室に申し込んでいただきまして、そちらのほうに行っているといるというケースはあるんですが、ただ、授業後、1人でそこまで行かないといけないので、そのあたりの安全確保を保護者のほうでしっかり子どもさんと経路なりを確認していただいた上で通っているといるという状況でございます。
大西会長	その数はそんなに多くないのですか。
事務局	多くはございません。
大西会長	どのくらいですか。
事務局	2件から3件くらいです。一昨年ぐらいに津田南と津田で、あったということは聞きました。
大西会長	はい、ありがとうございます。
植田委員	やっぱりそういうのがあるんですね。以前あったんですけど、1年生の最初といったら、やっぱり下校させるのは気になるから、教職員が付き添ってずっと地域まで送っていくんですね。そこを1年生がランドセル背負って、1人ポツンと歩いて行くと。保護者といっても仕事していますので、安全面が随分気になるんで、何らかの対応があればなと思ったりはするんですね。これは感想ですけども。
大西会長	はい、ありがとうございます。
	ほか、何かございませんでしょうか。
荒木委員	いいですか。想定をいったんちょっと考えてみようかなと思って。津田小学校は近所なので、ちょっとここで想定してみようかと思っています。留守家庭児童会室の申込人数が119人で、大体1日で半分くらい利用しているんですか。イメージですが、80%のうちのさらに何割かという形でしょうか。
事務局	登室は概ね8割くらいです。
事務局	申し込まれてる方の8割くらいは登室されています。
荒木委員	では、90人くらいになるんですかね。その90人がこの放課後子ども教室モデル事業のほうにも出てくるっていう形になるんですよね。一緒に遊ぶという形になるので。
事務局	留守家庭児童会室に行っている児童も放課後子ども教室モデル事業のほうに参加することができます。
荒木委員	そうですね。例えば、半分くらいは残って、半分くらい出てきたというイメージで40～50人。その子どもたちが運動場、体育館、先ほど言われた余裕教室なんか遊びに行くイメージになるんですよね。大体、平均して10人ずつくらい、留守家庭児童会室の子どもたちがそこに遊びに行くと。もともその留守家庭児童会室に行っていない子どもたちもそこに遊びに来ると。どれくらいかちょっとわからないんですが、各場所に20人は超えるかなと

いうイメージで、この職員配置が大体1人もしくは2人ですよ。この人員配置で言ったら。それと、留守家庭児童会室の先生も多分そこに混じってくると思うんですけど、そのへんのすみ分けとかって考えているんですか。例えば、バラバラになるじゃないですか。留守家庭児童会室から出てきた子どもたち、余裕教室、体育館、運動場に1人ずつ留守家庭児童会室の先生がつくことは多分無理だと思うので、モデル事業の安全指導員なりに見てもらおうと。もしくは、運動場は留守家庭児童会室の先生で見ますよとか、うまいことすみ分けをしないと、管理上、ちょっと難くなるのかなと思ったんですけど、そのへんは何か考えておられますか。

事務局

そのへんのところも実施していきながら検討していきたいというところではあります。と言いますのが、もし仮に留守家庭児童会室に行っている児童がみんなモデル事業に参加したら、留守家庭児童会室の先生は手があく形になるんですけれども、といってモデル事業のほうを見てくださいと言える状況ではありません。一体運営という形で、そういう形を目指されている他市の例もあるかと思いますが、うまく連携し合えてそれぞれのいいところをとることができればよいのかなとは思いますが。以前、荒木委員はモデル事業には行かせないと思いますとおっしゃっていたかと思いますが、留守家庭児童会室は、児童40人に先生が1人いて、家庭の代替としての役割の中で遊ばせてほしい、遊んでおいてほしいという、低学年の児童の保護者はそういうこともあるのかなと思います。モデル事業を実施する中でどう展開するのかというのを見ていきたいなと思っているところですが、安全管理というか、リスクだけは回避していかなければいけないと思っています。

荒木委員

それぞれの活動の場所に1人ずつしかいないのかなって、先生なり、その配置する職員なりが、誰か1人ずつしかいないのかなって思ったときに、ちょっと不安はあるなって思ったんですね。このモデル校の中で津田小学校が一番人数が多くて、600人を超えています。僕は津田南、栂山校長先生も一緒に津田南で、津田は隣の学校なので知り合いもいるし、PTAの会長さんもよく知っています。アドバイスなり、どういうふうなやり方で話をしていけばいいのかなっていうのを、説明する立場としてどのように説明をしていけばいいのかなと思ったので、できれば教えていただけたらと思います。

事務局

ありがとうございます。こちらはまだ全ての学校の実情を把握できていないんですけども、津田小学校は、放課後そのまま帰らずに、校庭開放で自由に遊べるという形の仕組みを現時点で持っておられますので、現実的にはその時間を少し延長してもらおうような形での取り組みになるかなと思っています。人がいなくてもみんな遊んでるねんみたいな形で。ただ、図書室は開放できていないので、そこに人を配置してもらえたら、プラスアルファになるのかなと、そういう学校の事情を聞かせてもらっています。子どもたちの選択肢が有利に増えるような取り組みとなるモデル事業の展開になればいいなと思っています。もちろん、そういう学校ばかりでなくて、授業が終わったら学校から皆さん帰ると、みんなが集団下校する学校もあるんです。この4校の中にはなかったんですけども、そういう学校の場合、そのまま遊ぶという形のことを入れるとなると、超えるべきハードルがより高

くなるのかなと。本当に学校ごとに随分違いますし、校区の事情も随分違うんですね。検討しなければいけない課題はいろいろとあるなと思っていきます。話を少ししはじめたところでも、そういうハードルがいろいろと出てくるところなので、展開するにあたっては本当に考えていけないといけない課題が多いと思っているところです。

大西会長

はい、ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。いろいろなことは想定されますので、想定していけないといけないので、いろんなことに対応を考えていけない。前回のこの審議会でもありましたけども、競合して取り合いをするのではなくて、お互いに連携をとって、そして補完しあっていくような形をぜひとも考えていけないといけませんので、モデル事業を一度やってみて、その中でいい方法といいますかね、それを模索していくという、そういう姿勢を常に持って、前も言いましたけど、子ども中心にやっぱり考えて展開をしていくというところで視点を置いていただいて、もう少しご検討をいただきたいと思います。具体的なイメージですよ。先ほど委員から具体的数字を上げてイメージを、それが一番大事なことになるのでね、シミュレーションをやったりきちんとしておくことが大事になりますので、ぜひともそれを少なくともいまモデル事業をやっている4校、実際に始めるときにはもう全部に対してもシミュレーションができるようにしていただいたほうがいいかなと思います。

ほか、何かございますか。よろしいですか。

事務局

本日の資料でございますが、審議会当日となってしまうので、十分にご覧いただけなかったということも考えられます。この後、何か気になる点やご意見ございましたら、期日が短くて申し訳ありませんが、3月30日までに事務局にご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

大西会長

ということで、何かありましたらよろしくお願いをしたいと思います。

それではちょっと前後しますが、いま、留守家庭児童会室の入室状況等の報告があったということでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

大西会長

では、今日の案件、次第にあります案件、全て終了ということになります。ほか、何かございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、これで第5回児童の放課後対策審議会を終了させていただきます。どうもいろいろありがとうございました。委員の皆様、どうもお疲れさまでございました。